

# 車輌運行・整備委員会事業計画

## 1. 現状と課題

- ・昨年度は公用車の大事故はなかったものの、無申告の擦り傷が絶えなかった。

## 2. 重点取り組み

### (1) 安全運転の徹底

- ① 安全運転管理者と協働により、安全運転講習会を全職員が受講できるようにし、安全運転の意識付けをし、公務上の交通違反、事故0を目指す。
- ② 事故の自損、他損、大小に関わらず、付けてしまった公用車の傷は必ず申告することを徹底する。  
状況によっては賞罰の対象とする。

### (2) 車輌整備

- ① リース車輌以外は定期点検整備(毎月1回)を点検表にのつとり確実に実施し、不具合箇所の早期発見に努め、整備や整備工場への依頼を行う。
  - ② タイヤ交換  
・リース車輌以外は天候状況を判断しながら4月、12月に各車輌を季節用タイヤに交換する。  
(タイヤ交換、タイヤ固定ボルトの締めつけチェック、タイヤの溝等の磨耗、破損状態チェック、新品タイヤの購入交換、を実施していく。)
  - ③ 法定点検及び、車検  
・リース車輌以外の公用車年間車輌点検・車検予定表の通り確実に行う。  
・破損及び動作不良、消耗その他の不具合が発生した場合、気付いた方は速やかに安全運転管理者、整備管理者に報告する。又、修繕依頼書を記入・提出し、依頼・修理等を実施していく。
- ### (2) 車輌清掃
- ・公用車を常に気持ちよく使えるよう、管理委員会と連携をとり環境整備時にワックス洗車、清掃を行っていく。又、車輌の汚れ具合を見ながら洗車も実施していく。
  - ・公用車を使用する者は、使用後にゴミ、空き缶、汚れ等を車内に残さないよう留意する。

## 公用車、車輌ナンバー・車検予定表(リース外)

車種	ナンバー	次回車検
大型バス	20	R2.7
マイクロバス	355	R3.1
チエアキャブ	609	R2.10
ハイゼット	222	R4.2
エスティマ	3358	R3.10
エスティマ	3358	R3.10

文責:

# 令和2年度 PT・OT・ST・臨床心理士

## 1、現状と課題

昨年度も転倒による怪我、食事中の誤嚥や食事を詰まらせる等の事故やヒヤリハットが増えている状況です。現在の機能を維持しながら、できるだけ長く健康で元気な生活を送つて頂けるようにPT・OT・STの先生に相談し、リハビリ活動や安全な食事体制を提供していく。OTはレクリエーション技術の棟へのフィードバックが行われないことがあるため、棟の活動でも実践できるようにしていく。又、利用者の方々の精神的不安や緊張への相談、職員のメンタルヘルスを目的とした臨床心理士の施術を実施してます。

## 2、重点的取り組み

### ①PT・・・年4回、理学療法士による施術によるカルテの作成

- ・理学療法士の指示に基づく、機能低下の予防、残存機能の維持、日々のリハビリテーションの実施
- ・理学療法による再評価

### ②OT・・・年4回、作業療法士によるレクリエーション技術の指導

- ・高齢障がい者の余暇活動、少人数グループ活動の実践
- ・レクリエーション技術の棟へのフィードバック及び実践
- ・体力維持や棟内、体育館での活動に役立てる。

### ③ST・・・年4回、言語聴覚士による指導及び必要に応じての相談

- ・咀嚼、嚥下機能の維持、食形態、食事介助術の助言
- ・危険を感じた際は早めに電話等でも相談する

### ④臨床心理による施術

- ・年4回、臨床心理による施術
- ・利用者の精神的不安の緩和を目的に面接、施術、日歩の支援での実践
- ・職員のメンタルヘルスとしてのカウンセリングの実施

文責：生活支援部長 内藤 久雄

# 障がい者短期入所事業しらかば園

## I 現状と課題

しらかば園生活介護利用者のセイフティーネットとしての役割は充分に果たせたのではないかと思われる。

今後も現状維持を考えていかなければと思う。

短期入所用 4 床の所在が度重なる棟編成の変更により不明になってしまい、それが故に緊急的に必要とする人の受け入れが困難になってしまっている。早急にはつきりさせ、短期入所用で確保したい。

## II 重点的取り組み

- ① 短期入所用の居室を明確にし、いつでも利用できるように確保する。
- ② 東京都及び長野県在住の障がい者(児)を優先して、各区市町村に短期入所の支給申請をして、受給者証を交付された方を対象に、利用契約を締結した上で利用して頂く。
- ③ 利用定員は 4 名とし、ご本人の状況及び入所理由等を勘案して各生活棟に入つて頂く。入所期間中の活動等については、ご本人、ご家族の希望を勘案し、契約書に従い、ご本人の状況を見て決定する。
- ④ 長野県単事業であるタイムケアー事業を併用して、日中だけの受け入れなどを利用者の状況、希望等により臨機応変に対応していく。

文責:施設長 大島良彦

特定相談支援事業  
しらかば園  
特定障がい児相談支援事業

## I 現状と課題

対象人数上限ができたことで収入が一挙に半分に落ち込んでしまった。  
モニタリング回数が増えたことで兼務の相談支援専門員 1 名ではとても賄いきれなくなってしまった。専従の相談支援専門員の配置が急務

## II 重点的取り組み

- ① 常勤専従の相談支援専門員を一名配置し、要請に応じられるよう事業展開する。
- ② ①によりこれまで依頼が多かった障がい児の相談支援を受け入れる。
- ③ 月曜日から金曜日までの 9 時～17 時の営業とし、電話、訪問、来所等により相談を受け付ける。
- ④ 相談支援専門員は受け付けた障がい児・者の生活全般に係わる相談、サービス等利用計画の作成及び継続的なモニタリングを行う。
  - ・生活全般の相談
  - ・地域の障がい福祉サービス事業者等の情報提供
  - ・サービス等利用計画の作成
  - ・訪問によるモニタリング
  - ・上記 4 項目に付帯する必要な支援、助言等

文責：管理者 大島良彦

## 清明会共同生活支援事業部(障がい者共同生活支援事業)

### I 現状と課題

利用者の高齢重度化に支援員について行けない状況が更に顕著になり、支援体制を夜間専門の世話人を配置する体制(数年前まではこの体制だったが、世話人の確保が難しく、支援員、しらかば園職員による宿直体制に変えてきた)に戻しての運用を始めている。入居者に土・日曜日をしらかば園で過ごしてもらうような不安定な生活状況を提供してしまっている。

### II 重点的取り組み

今年度はグリーンサムを閉鎖し、富士見町グループホームの同敷地内に定員6名の「第Ⅱ富士見町グループホーム(仮称)」の建設を進めていくにあたり、職員体制の見直しを更に進め、利用者の望む生活環境を提供できるように職員体制を整えていく。

支援の具体的な内容は以下の通り

#### ① サービス内容

- (1) 食事提供
- (2) 健康管理
- (3) 対人関係援助
- (4) 金銭管理援助
- (5) 日常活動援助
- (6) 就労・日中活動援助

#### ② 実施場所・定員

- ・グリンサム(年度内閉鎖予定)  
茅野市北山ペンションビレッジ滝見平  
定員 4名
- ・富士見町グループホーム  
諏訪郡富士見町落合 9984-687  
定員 6名
- ・第Ⅱ富士見町グループホーム(仮称)(年度内開始予定)  
住所:同上  
定員 6名(予定)
- ・地域移行体験ホーム  
諏訪郡富士見町落合茅ノ木

#### ③ しらかば園をバックアップ施設として緊急時及び日常的な連携支援をする。

文責:管理者 大島良彦

令和2（2020）年度 就労支援事業部  
就労継続支援A型事業所 「J u m p i n'」 事業計画

## I 現状と課題

### （1）現状について（総評）

事業開始から4年目を迎えるパン製造販売のみならず、災害時用のパンの缶詰製造、移動販売車の完成等、「J u m p i n'」の存在は昨年以上に大きくなっていると思われます。また利用者に関わる部分では、当事業所を希望する方々が多く、諫訪圏域内はもとより隣接する山梨県からも見学者や実習がありました。

### （2）現状について（主たる事業所）

現在、主たる事業所の事業は、「パン製造部門 1号館」「パン製造部門 2号館」「ジビエ製造部門」「売店業務部門」「受託作業部門」及び「移動販売部門」の6部門に分かれています。

「パン製造部門 1号館」では、日常的に食するパンの製造を中心に製造販売を行っています。定期的な出店販売は順調であり、イベント等の出店販売も順調です。

「パン製造部門 2号館」では、災害時用のパンの缶詰の検体検査が終了し、缶詰のデザインやロゴ等、本格的な稼動の準備を行っています。

「ジビエ製造部門」は、人員的な配置が出来ておらず製造は行っていません。

「売店業務部門」では、併設の売店で主にジュース類、菓子や惣菜等の販売を行っています。またパンの出店販売時にも併売することで売上増に貢献しています。

「受託作業部門」では、町内の「かばちゃん農園」よりドライルバーブの加工及び袋詰め作業を受託しています。また新規に「乾燥レーズン選定作業」を受託し、パン製造の空き時間や体調等により配慮の必要な利用者が携わっています。

「移動販売部門」では、移動販売のルート選定等を新年度開始に向けて準備しています。

### （3）現状について（従たる事業所）

従たる事業所の事業は、一般企業からの受託作業を行っています。「株式会社うめはら」より従前からの「ドライフルーツカット作業」に加え、「冷凍ゆず選別作業」を受託しています。特に後者の受託作業量は他の福祉施設では設備的に受託不可であり受託数は月毎に増加しており、企業側からは一層の受託量増を要望されています。また新規の受託作業として「乾燥レーズン選定作業」を主たる事業所と並行して受託しています。なお利用者については、しらかば園からの

利用者は実習という形で、また通所での利用者は「Jumpin'」の所属（非雇用型）になっており、其々作業に従事しています。

#### (4) 課題について

「パン製造部門 1号館」では、出店販売や注文販売が中心であり伸び率が少なくなるてくることを視野に入れなければならないと考えます。

「パン製造部門 2号館」では、災害時用のパン製造を行うにあたり、1号館でのパン製造よりも一層、製造の丁寧さや衛生状態の慎重さが重要となり、製造のマニュアル化及びリスク管理をどれだけ意識できるかが課題となります。

「ジビエ製造部門」では、職員の配置が可能な限り鹿肉を中心に改めて試作を行うことが出来るかが問題となります。

「売店業務部門」では、飲料のみの販売が主となっている状況について、職員間で新たな戦略を考えることを行わなければならないと考えます。

「受託作業部門」では現状を維持しつつも、作業内容と作業時間の効率化を考慮し、利用者工賃のより一層の再配分が出来る状況を考慮しなければならないと考えます。

## II 重点的取り組み

事業運営に関しては、「H A C C P」「食品表示」などの課題に対応することとします。

パン製造については、現状の販売金額を維持しつつも個別の販売金額や時間を勘案しての出店販売の見直しを行うと共に、委託販売比率の増加を目指すことを考えます。また売店業務については、惣菜等の販売種目を増加し一層の収益をあげていきたいと考えます。

受託作業については、引き続き完成度や納品等に留意しながら、安定的に受託できるよう留意していきます。

新規事業展開として、災害時用のパンの缶詰の安定的な製造と販路の拡大を行うと共に、移動販売では買物弱者対策や見守り支援等の地域貢献を行いつつ、事業所独自でのデータ収集を行いたいと考えます。

就労継続支援A型事業という事業展開を職員間で再認識し、利用者に関わる法律等や事業運営に関わる法律等、日々変化している状況を鑑みて、利用者支援のあり方や製造にかかるコストや費用対効果を意識するよう各職員が連携を密に会議等の連絡を行うこと、「報告、連絡、相談」を確実に行うこととします。

地域に根ざした事業所であり続けること、利用者が安定的及び継続的に就労できる場所として職員の作業の専門性及び支援の質の向上を目標にしていきたいと考えます。

文責 就労支援部長 根村 隆司

# 相談支援事業 諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター 事業計画

## I 現状と課題

障害者の法定雇用率引き上げや、中央省庁をはじめとする公的機関での障害者雇用不正計上問題から障害者雇用は大きな脚光を浴びることになりました。また、ひきこもり等の問題を発端とする「8050問題」も同様に社会問題として取り上げられました。

昨年春から諏訪圏域は米中貿易摩擦の影響を受け始め、有効求人倍率は1倍以上を持続しているものの徐々に低下し、現在は小幅な変動が続いている状況にあります。景気の先行きの不透明感が強い中、仕事の扱い手不足は中小企業にとって大きな問題にもなっています。

上記の状況から、障害者雇用の専用求人は変わらず増加しないものの、一般求人から障害者雇用を検討して頂ける企業は増えてきており、仕事の扱い手としての障害者雇用という認識が広がってきていると実感しております。また、令和元年度より生活困窮者等支援のため、職員1名が加配されたことにより、支援負担の分散と関係機関との更なる連携が行えるようになりました。

当センターは、地域において＜就業とそれに伴う生活の一体的な支援を行う機関＞として定着し、ご本人やご家族、福祉や医療などの関係機関、雇用する企業からの相談も年々増加しております。また、近年では障害者手帳未取得及び明確な診断を受けられていない方からの相談も増加しているため、ワンストップを意識した支援を心がけております。

相談者に寄り添う支援を心掛けておりますが、支援は障害の状態や生活環境により、支援頻度の見直しが必要になっており、対応にも影響が出始めております。相談者の年齢層も10代から60代までと幅広く、特に精神障がいや発達障がいのある方からの相談や知的障がいのある方の加齢に伴う相談は増加しております。また、ひきこもり傾向にある方について相談に来られるご家族もおられ、当センターのみで対応していくことが難しい内容も増えております。

## II 重点的取り組み

### (1) センター事業目標値（労働局へ新年度に報告、数値は予定）

\* 支援対象障害者数 460人

\* 職業準備訓練及び職場実習のあっせん件数 48件

\* 就職件数 55件

\* 平成31年4月から令和2年3月までに就職した者の中、

1年経過後の職場定着率 85%

\* 在職者交流活動 4回

### (2) 就労意欲の増強や就労促進を図るため、登録者同士の交流を通して、職員による支援では得難い知識等を得ていただくためのピアサポート活動を実施していきます。

- (3) 令和元年度より配置された生活困窮者等支援及び地域関係機関支援を主に行う就業支援担当者による、行政機関に設置されている生活就労支援センターに対する助言援助及び共同支援、就労支援を行う福祉事業所に対する支援水準の底上げを目的とした研修会を引き続き実施していきます。
- (4) 支援力向上を目的とした研修会への積極的な参加と所内研修を定期的に実施し、支援者的一方的な想いに偏らない適切な支援を行っていくことを目指します。
- (5) 一般企業への就職を目指して就労移行支援事業所や就労継続支援事業所に通所されている方が、一人でも多く就職されていかれるよう、支援事業所との連携を強化していきます。
- (6) 障害者雇用を促進させていくため、ハローワークや特別支援学校との連絡会議を定期的に行い、共同で雇用検討企業への訪問や雇用企業への定着支援を目的とした職場訪問、生徒保護者に対する情報提供等を積極的に実施していきます。

文責：主任就業支援ワーカー 秋山浩樹